

監査第40号
令和8年10月26日

山口市監査委員	其	原	義	信
同	石	高	雅	美
同	山	田	豊	成

地方自治法第199条第6項の規定による監査要求の監査結果
の公表について

地方自治法第199条第6項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9
項の規定により、その結果を公表します。

市長要求監査に係る監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定に基づく市長要求監査

2 監査の対象

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業である「給付金・定額減税一体支援事業（令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付）」の令和6年度実施計画に係る交付申請、実績報告及び精算等に関する事務の執行

3 監査実施期間

令和8年10月19日から令和8年10月26日まで

4 監査の着眼点

監査に当たっては、次の事項を主な着眼点とした。

- （1） 交付申請、実績報告及び返還手続に至る経緯
- （2） 交付要綱及び通知等の確認状況
- （3） 交付金事務の実施体制及び実施状況
- （4） 決裁及びチェック体制の状況
- （5） 財政課と担当課の役割分担
- （6） 国との協議内容
- （7） 再発防止策

5 監査の方法

総合政策部財政課から提出された関係書類を確認するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて質疑を行う方法により監査を実施した。

第2 監査の結果

1 交付申請、実績報告及び返還手続に至る経緯について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、令和6年度実施計画（3回目）に掲げる低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援事業に係る事務について、令和7年3月10日に変更承認申請を行っており、その事務は適正に行われていた。

一方、事業実施後に提出した実績報告書において、令和6年度実施計画に基づく事業の執行残額の取扱いを誤ったことにより、本来、令和7年度実施計画に基づく定額減税補足給付金事業へ充当可能であった交付金7,792万円を不用額として国へ返還したことが認められた。

当該交付金は、交付決定上は低所得世帯支援枠及び不足額給付分を一体の枠組みとして取り扱う制度設計となっており、令和6年度実施計画の事業に生じた執行残額を令和7年度実施計画に計上された不足額給付分の給付金へ充当できる仕組みとなっていた。

しかしながら、令和8年3月に実績報告書を作成するに当たり、当該執行残額を後年度事業へ充当すべき財源ではなく不用額であると誤認し、4月3日に実績報告を行い、その後同月10日に返還申請をした結果、同月27日に国へ返還が行われた。

その結果、交付金財源を充当できた不足額給付に係る7,792万円について、市の一般財源で負担していることが確認された。

2 交付要綱及び通知等の確認状況について

本件事務に関し、財政課では交付要綱、国通知、地方公共団体職員向けQ&A、実績報告書記載例等を参照しながら事務が行われていた。

一方で、令和8年3月18日付け事務連絡においては、令和6年度交付決定額を令和7年度の不足額給付等へ活用した場合には、令和6年度実施計画の完了実績報告に漏れなく記載すること、また、当該手続が適切に行われず不用が生じた場合には自治体負担が生ずる旨が明示されていた。

しかしながら、実績報告及び精算手続に際して、こうした留意事項の確認が十分に行われず、実施計画年度をまたぐ精算の取扱いに関する理解及び認識の共有が組織内で徹底されていなかった。

また、本制度は、交付要綱のみでは実務上必要となる処理内容を十分に把握することが困難で、国から発出される多数の通知、Q&A、記載例等を併せて確認しながら事務手続を行う必要があり、大きな事務負担を伴うものであることが確認された。

3 交付金事務の実施体制及び実施状況について

財政課における交付金事務は、主担当及び副担当による複数人体制で実施されており、主担当が関係書類を作成した後、副担当が内容確認をした上で、決裁手続が行われていた。

また、本件事務が行われた令和８年３月と４月は、当該交付金の実績報告及び精算手続に加え、起債、地方交付税等に関する業務も集中する時期であり、担当職員は複数の業務を並行して処理していたことが認められた。

４ 決裁及びチェック体制の状況について

交付金事務に関する各種申請、実績報告及び返還手続は、市の規程に基づいて行われており、形式的には決裁手続が適正に実施されていた。しかしながら、本事案では、担当職員による事務処理上の誤認が決裁過程において発見されることなく、最終的な返還手続まで進んでいることから、実質的な意味での確認及び検証機能が十分に働いていたとは認められない。

特に、本事案は７，７９２万円という多額の財政負担に結び付く重要な判断を伴うものであったにもかかわらず、国通知等の確認及び制度上の取扱いに関する検証が十分に行われておらず、管理職員による指導監督及び組織的チェック機能が有効に発揮されたとは認められない。

５ 財政課と担当課の役割分担について

交付金事務においては、財政課が交付金制度の統括部局として全体の取りまとめを担い、担当課が事業実施を担っている。

実施計画や実績報告の作成に当たっては、財政課と担当課との間で、一定の情報共有及び連携が図られていたことが認められた。

６ 国との協議内容について

国においては、令和８年７月に「国から受け取るべき重点支援地方交付金を受け取れないことによる団体負担相当額の調査」が実施され、令和８年度に追加交付されるという特例措置が検討されていたことから、市は、９月１５日の本事案判明後、翌１６日に特例措置の対象の可否について山口県を通じて国（内閣府）にメールにて照会を行ったが、同日、国から、山口市は特例措置の対象外であるとの回答を受けたことが確認された。

また、１０月１３日に国を訪問し、事業費及び事務費間の流用について要望したが、同日、流用は認められないとの回答を受けたことが確認された。

現時点において７，７９２万円の財政負担を解消する具体的措置は示されていないが、引き続き、国へ要望していくことが確認された。

7 再発防止策について

財政課においては、この度の事務処理誤りは、組織としての確認体制が十分に機能しなかったことや制度に対する理解不足に起因するものと認識されており、再発防止策として、以下の3点が示されたところである。

① チェック体制の強化

申請から実績報告に至るまでの事務手順を明確にした上で、管理職員を含め、決裁ルート上における全ての職員が確認すべき事項を整理し、複数の職員による確認を徹底することにより、チェック体制の強化を図る。

② 事務執行体制の強化

安定的かつ適正な事務処理の実施に向け、課内の事務分担の在り方の見直しや職場内研修の実施を通じて制度への理解を深めるとともに、担当職員変更等の影響を受けることなく、円滑な事務執行が可能となる業務管理体制の強化を図る。

③ 情報共有の徹底

国の制度改正や留意事項等の通知内容について課内での情報共有を徹底するとともに、関係部局への協議等を通じて全庁的な情報共有を速やかに行い、制度変更等への適切な対応を図る。

これらの対策は、再発防止に一定の効果が期待できるものと考えられる。

第3 原因分析

本事案は、実績報告及び精算手続における事務の認識誤りにより発生したものであるが、その背景には複合的な要因が存在していた。

第一に、財政課職員は複数の業務に同時進行で従事しており、当該交付金の実績報告が行われた時期は、起債、地方交付税等に関する業務も集中する繁忙期であった上、短期間での処理が必要であったことから精査が十分でなかった。

第二に、担当職員の知識や経験に依存する部分が大きく、重要な制度理解や留意事項について組織的に共有・継承する仕組みが十分でなかった。

第三に、担当職員による判断内容について、組織としての検証や相互確認が十分機能せず、決裁過程においても誤りを是正することができなかった。さらに、管理職員を含め、組織全体として制度改正や国通知の内容を十分に確認し、重要事項を共有する体制が必ずしも確立されていなかったことも要因である。

第四に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得世帯支援枠、定額減税補足給付金、推奨事業メニュー等が複数存在するのみならず、メニューによって運用が異なるため、適切な事務処理を行うに当たっては、交付要綱、多数の通知、事務連絡及びQ & Aを併せて確認しなければならない複雑な制度とな

っていた。このような制度上の複雑性が、知識の共有不足や組織的な確認不足の影響を一層大きなものとしたと考えられる。

したがって、本事案は担当職員の認識誤りのみを要因とするものではなく、制度理解の共有、チェック体制をはじめとする内部統制に関する組織的課題並びに複雑な交付金制度が重なり発生した事案であると考えられる。

第4 監査意見

本事案は、給付金・定額減税一体支援事業（令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付）の令和6年度実施計画に係る実績報告及び精算手続の誤りによって、交付金7,792万円を国に返還し、その結果、市の一般財源に負担が生じたものであり、適正な財務事務の執行の観点から軽視することのできない事案である。

監査の結果、担当職員による認識誤りに加え、組織的な確認体制及び内部統制機能が十分に発揮されなかったことが本事案発生の要因であったものと認められた。市においては、再発防止策を着実に実施するとともに、事務処理の各段階において、適切な検証が行われる実効性のある確認体制の構築に取り組まれた。特に、管理職員においては、担当職員と異なる視点から事業全体を俯瞰し、重要な判断について十分な検証を行うことで、組織としてのチェック機能が有効に発揮されるよう努められたい。

一方で、本事案の背景には、実務上の重要な取扱いが交付要綱のみならず、多数の通知、事務連絡及びQ&Aに分散して示されていたこと、多様な事業メニューが存在していたこと、さらに複数年度にまたがる取扱いを伴う制度であったことなど、本制度特有の複雑性があったことも認められる。このような制度構造は、市職員の制度理解及び適正な事務執行に相当な負担を生じさせるものであったと考えられる。

また、本事案については、市が山口県を通じた照会及び国への要望を実施したものの、現時点において財政負担の解消に向けた具体的な措置は示されておらず、結果として、一般財源による負担を余儀なくされている状況にある。事務処理の誤りを擁護するものではないが、本交付金制度の趣旨を鑑みると、こうした状況には疑問を感じるところである。

よって、市においては、改めて国に対し、本事案に係る財政負担の在り方についての協議を求められたい。加えて、制度運用の改善による地方公共団体の事務負担の軽減について、機会を捉えて国に要望されたい。

終わりに、本事案を踏まえ、組織として誤りを未然に防止し、又は早期に発見し、是正することのできる内部統制の仕組みの充実を図ることにより、市民の信頼確保に努められることを強く望むものである。